理に関する規則をここに公布する。 漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整

令和六年三月二十八日

広島県知事 﨑 英

彦

広島県規則第十四号

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関 係規則の整理に関する規則

(広島県漁港区域内における行為等に関する規則の一部改正)

第一条 広島県漁港区域内における行為等に関する規則 (平成十二年広島県規則第九十九

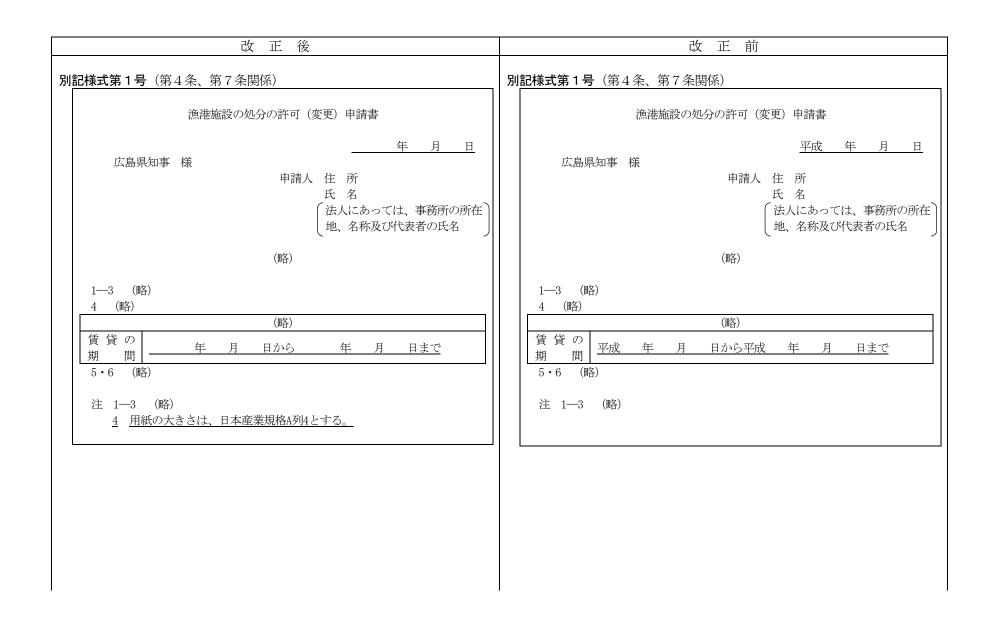
号)の一部を次のように改正する。

に改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

| 第十一条削除 | 2 (略) 2 (略) (工事等の届出) (工事等の届出) | 2 (略) 知事に提出しなければならない。 知事に提出しなければならない。 とする者は、別記様式第二号による申請書を第五条 法第三十八条第一項の認可を受けよう第五条 は第三十八条第一項の認可を受けよう | (趣旨) (趣旨) (趣旨) (趣旨) (趣旨) (趣旨) | 改正後 |
|---|--|--|------------------------------------|-----|
| 一条第四項に規定する身分を示す証票の様式おいて準用する場合を含む。)及び法第四十活第二十四条第二項(法第三十六条第一項に法第二十四条第二項(法第三十六条第一項に持いて準用する場合を含む。)、「第四項において準用する場合を含む。)、「「集別を示す証票」 | 2 (略) 二 法第三十八条の認可に係る行為を廃止し 一 (略) (工事等の届出) | 2 (略) というでは、 (利用等の認可申請) というでは、 (利用等の認可申請) というとする (利用等の認可申請) | (趣旨) (趣旨) (趣旨) (趣旨) (趣旨) | 改正前 |

ものとする。
農林省令第四十七号)別記様式第四号によるは、漁港漁場整備法施行規則(昭和二十六年

に改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう



様式第2号(第5条、第7条関係)

漁港施設利用方法等の認可(変更)申請書

年 月 日

広島県知事 様

申請人 住 所 氏 名 (法人にあっては、事務所の所在) 地、名称及び代表者の氏名

(略)

1—4 (略)

- 5 施設の利用開始予定年月日
 - 年 月 日利用開始予定
- 注 1 不用の文字は、消すこと。
 - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第2号(第5条、第7条関係)

漁港施設利用方法等の認可(変更)申請書

平成 年 月 日

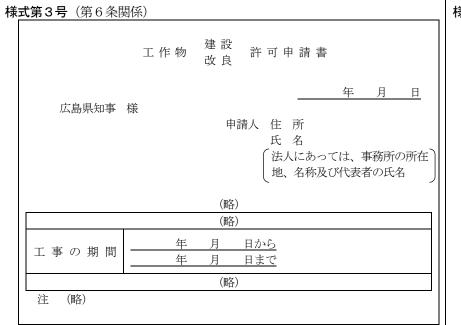
広島県知事 様

申請人 住 所 氏 名 (法人にあっては、事務所の所在) 地、名称及び代表者の氏名

(略

1—4 (略)

- 5 施設の利用開始予定年月日
 - 平成 年 月 日利用開始予定
- 注 不用の文字は、消すこと。



月 日まで

(略)

平成

注 (略)

年

様式第4号(第6条関係) 様式第4号(第6条関係) 土砂採取許可申請書 土砂採取許可申請書 年 月 日 平成 年 月 日 広島県知事 様 広島県知事 様 申請人 住 所 申請人 住 所 氏 名 氏 名 (法人にあっては、事務所の所在) (法人にあっては、事務所の所在) 地、名称及び代表者の氏名 地、名称及び代表者の氏名 (略) (略) (略) 月 日から 年 月 日から 採取の期間 採取の期間 年 月 日まで 平成 年 月 日まで 注 (略) 注 (略)

様式第5号(第6条関係) 許可申請書 土地の 年 月 日 広島県知事 様 申請人 住 所 氏 名 (法人にあっては、事務所の所在) 地、名称及び代表者の氏名 (略) (略) 掘りの期間 月___日から 年 月 日まで 注 (略)

様式第5号(第6条関係)

土地の 掘削 許可申請書

平成 年 月 日

広島県知事 様

申請人 住 所 氏 名

> 法人にあっては、事務所の所在、 地、名称及び代表者の氏名

(略)

掘 削 の期間 <u>平成 年 月 日から</u> 盛 土 月 日まで

注 (略)

様式第6号(第6条関係) 様式第6号(第6条関係) 汚水放流等許可申請書 汚水放流等許可申請書 年 月 日 広島県知事 様 広島県知事 様 申請人 住 所 申請人 住 所 氏 名 氏 名 (法人にあっては、事務所の所在) (法人にあっては、事務所の所在) 地、名称及び代表者の氏名 地、名称及び代表者の氏名 (略) (略) (略) (略) 放流の期間 放 流 月 日から 平成 目から の期間 放 棄 放 棄 年 月 日まで 年 月 平成 日まで (略) (略) 注 (略) 注 (略)

平成 年 月 日

様式第7号(第6条関係) 占用許可申請書 年 月 日 広島県知事 様 申請人 住 所 氏 名 (法人にあっては、事務所の所在) 地、名称及び代表者の氏名 (略) (略) 年 月 日から 占用の期間 年 月 日まで (略) 年 月 日から 工事の実施期間 年 月 日まで 注 (略)

様式第7号(第6条関係)

水域占用許可申請書

平成 年 月 日

広島県知事 様

申請人 住 所 氏 名

(法人にあっては、事務所の所在) 地、名称及び代表者の氏名

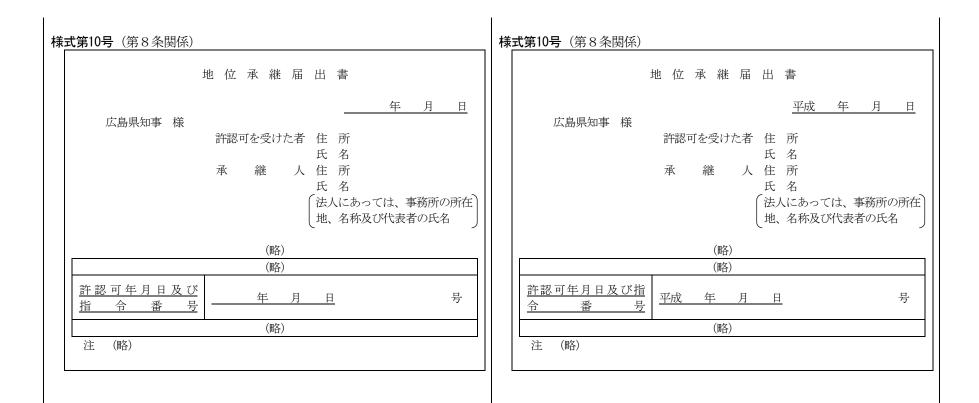
(略)

| | | (· H) | | |
|---------|-------------------------|-------|-------------------|--|
| | | (略) | | |
| 占用の期間 | 平成 年 平成 年 | / • | <u>日から</u> 日まで | |
| (略) | | | | |
| 工事の実施期間 | 平成 年 平成 年 | | 日から 日まで | |

注 (略)

| 集式第9号 (第7条関係) | | 様式第 |
|----------------------|---|-----|
| Ł | 前用等の許可変更申請書 | |
| 広島県知事 様 | 年月日 申請人住所 氏名 法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 | |
| | (略) | |
| | (略) | |
| 許可年月日及び 指 令 番 号 | 年月日 号 | 許指 |
| | (略) | |
| 注 (略) | | 注 |

| 式第9号(第7条関係) | | | | |
|----------------------------------|---------------------------------|--|--|--|
| ı | 占用等の許可変更申請書 | | | |
| 広島県知事様 | 平成 年 月 日 | | | |
| 申請人 住 所 氏 名 | | | | |
| | (法人にあっては、事務所の所在 地、名称及び代表者の氏名 | | | |
| | (照答) | | | |
| | (略) | | | |
| 計 許可年月日及び 指 令 番 号 | <u>平成 年 月 日</u> 号 | | | |
| 11 H 11 H 7 | | | | |
| | (略) | | | |
| 注(略) | | | | |



| 様式第11号(第9条関係) | 様式第11号(第9条関係) |
|--|--|
| 行 為 着 手 等 届 出 書 | 行 為 着 手 等 届 出 書 |
| 広島県知事様 届出人 住 所 氏 名 (法人にあっては、事務所の所在) 地、名称及び代表者の氏名 | 平成 年 月 日 広島県知事 様 届出人 住 所 氏 名 (法人にあっては、事務所の所在) 地、名称及び代表者の氏名 |
| () () () () () () () () () () | (理各) |
| (略) | (略) |
| 許可年月日及び 指 令 番 号 年 月 日 | 許可年月日及び 指 令 番 号 平成 年 月 日 |
| (略) | (略) |
| 着手 行為の 中止 年月日 完了 廃 止 年 月 日 | 着手 行為の中止年月日 完了 廃 止 年 月 日 |
| 注(略) | 注(略) |
| | |

を定める規則の一部改正) (広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲

第二条 範囲を定める規則(平成十二年広島県規則第十号)の一部を次のように改正する。 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の

に改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

| (略) (略) | 九 の定にあく則うる施理県及寸備漁漁規四の例 め規つ事にち事行条漁びる等場港定号表第特 る則て務基、務に例港広法にの及す(7)の三例 もで別でづ規の係の管島律関整びるに第条条 (略) | (略) (略) | 第二条 (略) (市町が処理する事務の範囲) | 改正後 |
|---------|--|---------|------------------------|-----|
| (略) | カ め規っ事にち事行条漁び整漁規四の例 る則て務基、務に例港広備港定号の等特 もで別でづ規の係の管島法漁寸(7)の の定にあく則うる施理県及場るに第条条 | (略) | 第二条 (略) (市町が処理 | |
| | (<u>(</u> 略 | (略) | (略) 町が処理する事務の範囲 | 改正前 |

(ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例施行規則の一部改正)

第三条 ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例施行規則(平成三年広島県規則第 六十一号) の一部を次のように改正する。

に改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

| (大規模行為の届出を要しない行為) (大規模行為の届出を要しない行為) (大規模行為の届出を要しない行為) (大規模行為の届出を要しない行為) (大規模行為の届出を要しない行為) (大規模行為の届出を要しない行為) | 改正後 | |
|---|-----|--|
| (大規模行為の届出を要しない行為) 第十四条 (略) 一一五 (略) イ 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第 百三十七号)第三条第二号へに掲げる養 殖用作業施設及び同号トに掲げる荷さば き所又は野積場内における物品の集積又 は貯蔵 は中蔵 | 改正前 | |

七 (略) 七 略)

(広島県立自然 公園条例施行規則の 部改正)

第四条 次のように改正する。 広島県立自然公園条例施行規則 (昭和三十九年広島県規則第八十七号) 0 __ 部 を

改正する。 次の表の改正前の 欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

い行為) (特別地域内における許可又は届出を要しな 改 正 後 改 正 前

第二十条

八の二 すること。

する漁港施設から汚水又は廃水を排出する港管理者が維持管理する同法第三条に規定法律第二十五条の規定により指定された漁二十二の六 漁港及び漁場の整備等に関する九一二十二の五 (略)

こと。

二十六の二の二―三十三 (略) 二十六の二 漁港及び漁場の整備等に関するに、れた漁港管理規程に基づき、標識その他これた漁港管理規程に基づき、標識その他これに漁港管理規程に基づき、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、当時の大学に表示すること。 二十二の七―二十六 (略)

広島県自然環境保全条例施行規則の 一部改正

第五条 を次のように改正する。 広島県自然環境保全条例施行規則 (昭和四十 八年広島県規則第六十二号) \mathcal{O}

に 改正する 次の表の改正前の 欄に掲げる規定を同表の改正後の欄 に掲げる規定に傍線で示すよう

第二十条 (略)い行為)(特別地域内における許可又は届出を要しな

水又は廃水を排出すること。する同法第三条に規定する漁港施設から汚定により指定された漁港管理者が維持管理二十二の六 漁港漁場整備法第二十五条の規二十二十二の五 (略)

二十六の二の二―三十三 (略) 二十六の二の二―三十三 (略) エ十六の二 漁港漁場整備法第三十四条第一項の規定により定められた漁港管理規程に基づき、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に表示すること。

(特別地区内の行為の許可基準)

第十五条 略)

• 口

(下)(イ) -/)略

十六条の規定により漁港施設とみなさ三条に規定する漁港施設又は同法第六三条に規定する漁港施設又は同法第六三条に規定する漁場の整備等に関する法律(ハーハ)(略) れた施設

(テ (略)

= 十・四ホ 略略

(特別地区内における許可等を要しない行為

第十七条 略)

略)

漁港及び漁場の整備等に 関する法律第

き標識を設置すること。三十四条に規定する漁港管理規程に基づ 増築すること。 漁港及び漁場の整備等に関する法律第

ゥ

略)

る漁港施設から汚水又は廃水を排出する理者が維持管理する同法第三条に規定す二十五条の規定により指定された漁港管ト 漁港及び漁場の整備等に関する法律第イ―へ (略)

+ こと。 略)

土ル

(特別地区内の行為の許可基準)

第 十五条 略)

. П 略)

略

(下)(子)

(F) (テ)

一 十 四 ホ 略 略

(特別地区内における許可等を要しない行為

第十七条 略) (略)

一 漁港漁場整備法第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設については公共施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設については駐車場及びヘリポートを除き、第四十条の規定により漁港施設とみなされた。 第四十条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第十六条第四項の規定による許可を受けて設定されたもの(条例第二十一条第一号に掲げるをいるが、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはファインをは、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくは、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若し、の、とは、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくは、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくは、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくは、同号ハ、には、同号の、一号に掲げるをは、同条第二号に掲げる。)を改築し、又は増築すること。段の規定による協議に係るものを含む。 (略)

ホ と。 漁港管理規程に基づき標識を設置するこ漁港漁場整備法第三十四条に規定する

九 略) ゥ

又は廃水を排出すること。
「法第三条に規定する漁港施設から汚水り指定された漁港管理者が維持管理する漁港施設から汚水り指定された漁港管理者が維持管理する (略)

+土ル 略)

(広島県野生生物の種の保護に関する条例施行規則の一部改正)

第六条 広島県野生生物の種の保護に関する条例施行規則 (平成七年広島県規則第一号)

\mathcal{O} 一部を次のように改正する。

次の表の改正前の 欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

に 改正する。 正 後 改 正 前

第四条 略) 略)

(捕獲等の届出

の適用除外

 $\stackrel{\perp}{=}$

漁港及び漁(略)

こと。

き標識を設置し、又は管理すること。三十四条に規定する漁港管理規程に基づ三十四条に規定する漁港管理規程に基づ漁港及び漁場の整備等に関する法律第

ホ Ì

(保護区内における届出を要しない行為)

第十三条

略)

き標識を設置すること。 三十四条に規定する漁港管理規程に基づー 漁港及び漁場の整備等に関する法律第一へ (略)

チーフ (略) 三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、 三条第一号に掲げる施設については駐車場及び ペリポートを除き、同号ハに掲げる施設 については公共施設用地に限る。)、野 生生物保護区が指定された際現に同法第 については公共施設用地に限る。)、野 生生物保護区が指定された際現に同法第 が十六条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされたが設とみなされたいる施設とみなされている施設又は同条の規定による施設と されたもの(条例第三十三条第三項の規 されたもの(条例第三十三条第三項の規 されたもの(条例第三十三条第三項の規 をとみなされた施設であって条例第二 十条第一項の規定による届出をして設置 されたもの(条例第三十三条第三項の規 されたもの(条例第三十三条第三項の規 されたもの(条例第三十三条第三項の規 されたもの(条例第三十三条第三項の規 されたもの(条例第三十三条第三項の規

工 七 立

-七条 (略) (管理地区内における許可を要しない行為)

第四条 (略) (捕獲等の届出の 0 適用除外

 $\stackrel{\perp}{=}$ 略)

兀

二 は管理すること。漁港管理規程に基づき標識を設置し、又漁港漁場整備法第三十四条に規定する

ホ オ

(保護区内における届出を要しない行為) 略)

第十三条

略)

漁港管理規程に基づき標識を設置するこ・ 漁港漁場整備法第三十四条に規定する----へ (略)

と。

エー 七 그 略)

第十 -七条 (略) (管理地区内における許可を要しない行為) 略)

ロイ

ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設(同三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、漁港及び漁場の整備等に関する法律第(略) 又は増築すること。

 \sim

略)

ロイ

る漁港施設から汚水又は廃水を排出する理者が維持管理する同法第三条に規定す二十五条の規定により指定された漁港管漁港及び漁場の整備等に関する法律第

ح

チ 略略

第二十三条(略)(国等に関する協議の適用除外等)

略)

(2 (6)

略) 口

(略) (格) (格) (格)

__

略)

(広島県漁港管理条例施行規則の 一部改正)

第七条 ように改正する。 広島県漁港管理条例施行規則 (昭和四十年広島県規則第四十二号) \mathcal{O} 部を次 0

に改正する。 次の表の改正前の 欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

| | | | 1 |
|---------|----------------------|-------|---|
| 第四条 (略) | (陸揚輸送等の区域における利用の許可申請 | 改正後 | |
| 第四条(略) | (陸揚輸送等の区域における利用の許可申請 | 改 正 前 | |

ロイ

中 漁港漁場整備法第三条第一号に掲げる により漁港施設とみなされた施設であった。 については駐車場及びヘリポートを除き、 については駐車場及びヘリポートを除き、 については駐車場及びヘリポートを除き、 については駐車場及びヘリポートを除き、 については駐車場及びヘリポートを除き、 におり漁港施設とみなされた施設 により漁港施設とみなされた施設 を含む。)を改築し、又は増築すること。三条第二項の規定による協議に係るもの可を受けて設置されたもの(条例第三十て条例第二十一条第四項の規定による許

六 \sim

略)

口 又は廃水を排出すること。同法第三条に規定する漁港施設から汚水り指定された漁港管理者が維持管理する漁港漁場整備法第二十五条の規定によ

ーチ 略略

第二十三条 (国等に関する協議の適用除外等) 略)

略) 略)

· 口

略)

し、又は航空機を着陸させる場合のために、車馬若しくは動力船を使用指定された漁港の区域の管理又は調査 漁港漁場整備法第六条の規定により

(2)(6)

<u>-</u>

略)

兀 ▼は漁船登録番号 停係泊しようとするときは、当該船舶番号 1 船舶番号又は漁船登録番号がある船舶を 1 一三 (略)

五. 、一八 (略) するときは、当該船舶検査済票の番号 の交付を受けている船舶を停係泊しようとの 前号に該当しない船舶で、船舶検査済票

2 略)

第五条 (略) (利用の届出)

「キ」 「・三」(略) 二・三 (略) 一・三 (略) を 岸 (略) (略)

二 三

略)

号又は漁船登録番号 停けい泊しようとするときは、当該船舶番』 船舶番号又は漁船登録番号がある船舶を―三 (略)

五. とするときは、当該船舶検査済票の番号の交付を受けている船舶を停けい泊しよう前号に該当しない船舶で、船舶検査済票

2 略)

第五条 (略) (利用の届出)

二・三(タ

略)

略)

2

則

(施行期日)

1 この規則は、 令和六年四月 日 から施行する。

(経過措置)

2 後の広島県漁港区域内における行為等に関する規則の様式により作成された用紙とみな 作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、 この規則による改正前の広島県漁港区域内における行為等に関する規則の様式により 当分の間、 引き続き使用することができる。 この規則による改正